


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成27年12月24日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則	
件名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市が個人番号利用事務実施者としてマイナンバーを利用する事務を処理する際に行う本人確認の際に確認する書類等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に基づき、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定め、告示するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類          (規則第1条第1項第2号、第1条第1項第3号ロ、第2条第2号、第3条第1項第6号、第3条第2項第2号、第4条第2号ロ前段、第6条第1項第3号、第7条第1項第2号、第7条第2項、第9条第1項第2号、第9条第5項第6号、第10条第3号ロ前段関係)</p> <p>② 個人番号利用事務実施者が適当と認める事項          (規則第1条第3項第5号、第3条第4項、第9条第3項関係)</p> <p>③ 個人番号利用事務実施者が認める場合          (規則第3条第5項、第9条第4項関係)</p> <p>④ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法          (規則第4条第2号ロ後段、第4条第2号ニ、第10条第1号、第10条第2号、第10条第3号ロ後段関係)</p> <p>(2) 適用日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果          法令以外に本人確認の際に確認する書類等を定めることで、市民の負担の軽減を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年10月2日 総務省自治税務局通知「地方税関係手続に係る本人確認措置について」</p> <p>平成27年11月11日 第9回東大和市社会保障・税番号制度導入活用検討本部会議で、定める方向性について承認</p> <p>平成27年12月1日～7日 個人番号利用事務を所管する部署に対して、内容について確認済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに告示の手続を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。